

◇番号：202106

◇研究機関名	神奈川大学	◇不正の種別	カラ雇用、目的外使用
◇不正が行われた年度	令和2年度	◇最終報告書提出日	令和3年11月16日
◇不正に支出された研究費の額	385,310円	◇不正に関与した研究者数	1名

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和2年10月、経済学部の教員が自己都合退職した（以下、元教員という）。この退職を受け、同年11月に、事務局からアルバイト学生のうちの1人に、雇用契約の終了について電話連絡した際に、いままで給与が支払われるたびに一部を元教員の指定する銀行口座に返金していたが、同年10月に支払われた給与の一部を返金しなくて良いのか、という形で申し出があった。その後、他2名の学生からも、聞き取りを行い、同様に給与の一部を返金していたとの申し出を受けた。

【調査に至った経緯等】

「神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程」に基づき、予備調査委員会を設置した。同委員会においてアルバイト学生からの聞き取り内容や提供データの精査から不正使用の疑いがあると判断し、本調査委員会の設置を決定した。

◇調査

【調査体制】

元教員と直接の利害関係を有しない学内委員2名、学外委員2名（弁護士）で構成する不正行為等調査委員会を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和3年1月21日～同年9月30日

・調査対象

調査対象者：経済学部 元教員

調査対象経費：①令和2年度・科学研究費助成事業・基盤研究C

②令和2年度・研究奨学寄附金（A社）

・調査方法

アルバイト学生からの聞き取り内容や提供データを取りまとめた書面による調査

調査対象者（元教員）からの聞き取り調査

◇調査結果

【不正の種別】

科学研究費助成事業：カラ雇用

研究奨学寄附金：カラ雇用、目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

アルバイト学生3名について、それぞれ科研費業務と奨学寄附金業務の2種類・計6本の雇用契約を本学と学生との間で交わっていた。勤務の実態としては、一部、雇用契約で定めた業務に従事していたが、多くは、元教員の指示により、雇用契約で定めていない別の業務を行っていた（目的外使用）。

また、給与については、元教員が実際の労働時間以上の時間を申請し、勤務実態がないにもかかわらず支払われていた（カラ雇用）。

これらの給与の支払いに対し、元教員は、アルバイト学生に対し、間違っても多く支払った分を大学に

返還すると説明し、自身の個人的な銀行口座に返金させていた。

・手法

アルバイト学生による出退勤時の電子的打刻がないことから、それに代わって、元教員が勤務システム上、実際の労働時間以上の時間を申請して、一旦、大学から学生に給与を支払わせた。その後、元教員が学生と直接連絡をとり、実際の勤務時間を確認し、多く支払われた分については、大学に返還すると説明し、自身の銀行口座に振り込むよう指示した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	68,810 円	令和 2 年度(2020 年度)	1 名
研究奨学寄附金	318,500 円	令和 2 年度(2020 年度)	1 名
計	385,310 円		1 名(実人数※)

※公的研究費にかかる不正に関与した実人数

・私的流用の有無

調査で得られた各種データ等を総合的に勘案した結果、私的流用の有無については、その疑いはあるものの、元教員に私的流用をする意思があったこと、アルバイト学生からの返金と本人の支出との間の因果関係が特定できるような具体的な情報・状況があったことを、十分な客観的・物的証拠に基づいて断定することは困難であった。よって、本件については、私的流用があったと断定するには至らなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(結論)

- ・科学研究費助成事業については、不正使用（カラ雇用）であったと認定した。
- ・研究奨学寄附金については、不正使用（カラ雇用および目的外使用）であったと認定した。

(判断理由)

- ・研究奨学寄附金については、一部勤務実績はあったものの、実績以上の過剰な給与を支払っていた。
- ・研究奨学寄附金からは、雇用契約業務以外の業務に対して、給与を支払っていた（目的外の支出）。
- ・科研費の支出分は、全額、勤務実績がないにもかかわらず支払われたものであった。
- ・過剰に支払っていた給与の一部を、元教員自身の指定する銀行口座に振り込ませ返金させていた。返金させていた分は、実労働に対する支払いにおいて過剰に支払っていた分に相当するものであることから、研究奨学寄附金に該当するものとして整理した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

①元教員の適正執行に対する意識が非常に低かったこと

元教員は本学に着任して間もないところではあるが、本学が実施するコンプライアンス教育・研究倫理教育を受講し、誓約書も提出していたが、結果的に意識の向上にはつながっていなかった。

②在宅勤務により、日々の出退勤の確認ができていなかったこと

コロナ禍前においては、学生アルバイトには、他大学生に ID を発行することも含め、本学キャンパス内で業務に従事させ、電子的打刻による日々の事務局の勤務確認、勤務予定日の抜き打ちによる研究室訪問により勤務の実態を把握していたが、コロナ禍において、教員・学生のキャンパスへの入構禁止・制限措置をとったことにより、例外的にキャンパス外を勤務地（在宅勤務含む）として認めた。

そのため、電子的打刻等の仕組みでの事務局による日々の勤務確認ができていなかった。

③アルバイト従事者に対する研究費不正に関する説明・啓発が十分ではなかったこと

学生向けには、捏造・改ざん・盗用といった特定不正行為については大学院生を中心に指導をしているが、研究費の不正に直面した場合に取るべき行動については十分に啓発できていない面があった。

【再発防止策】

①研究倫理教育・コンプライアンス教育の徹底

教員に対しては、改めて不正防止への意識を高めていくよう、本件を題材に周知・徹底していく。また、令和3年2月に改正されたガイドライン（実施基準）に基づき、コンプライアンス教育・啓発活動を実施していく。

②アルバイト従事者は、原則キャンパス内で業務に従事することとする

従来より、アルバイト従事者はキャンパス内で業務に従事することを原則としており、事務局において日々の勤務確認など実態を把握しているが、本件では、コロナ禍により教員・学生等の入構禁止・制限措置をとったことから、例外的にキャンパス外を勤務地とすることを認めた。そのため、事務局による日々の勤務確認ができていなかった。今後は、原則に立ち返り、キャンパス外を勤務地とするアルバイトは認めないこととする。

③アルバイト従事者（特に学生）に対する説明・啓発を実施する

アルバイト従事者（特に学生）に対しては、雇用契約締結時（契約書交付時）において、1）勤務実態の確認のため、抜き打ちで勤務場所を事務局担当者が訪問することがあること、2）研究費不正とは何か、不正と感じたら迷わず教員（指揮命令者）ではなく事務局に相談することなど、を説明した文書を交付することとする。加えて、学生全般に対しては、各種ガイダンス時に研究費不正を説明した資料を配布するなどし、学生自身が不正に加担することのリスクを理解するよう、教育・啓発に努める。また、このような措置をとっていることについて、教員にも周知する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

本件では、元教員は、すでに退職していることから、学内諸規程によって処分することは困難であった。神奈川大学として、元教員に対し、学生に返金させた金額等について返還を求めた。

・本件の公表状況

令和4年（2022年）3月24日神奈川大学ホームページに公表（氏名公表なし）。